

資 料

アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～

参 考 資 料

- 1 「中国における監査制度の概要」
大成律師事務所上海事務所律師（弁護士） 方 新
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 2 「香港における監査制度の概要」
Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 3 「韓国の監査制度の概要」
建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩
・ 発表資料（レジュメ）

- 4 「ベトナムにおける監査制度の概要」
ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 5 4か国比較表

中国監査役制度の概要

大成法律事務所 弁護士
方 新



大成律師

会社法の制定・改正と監査役制度の導入

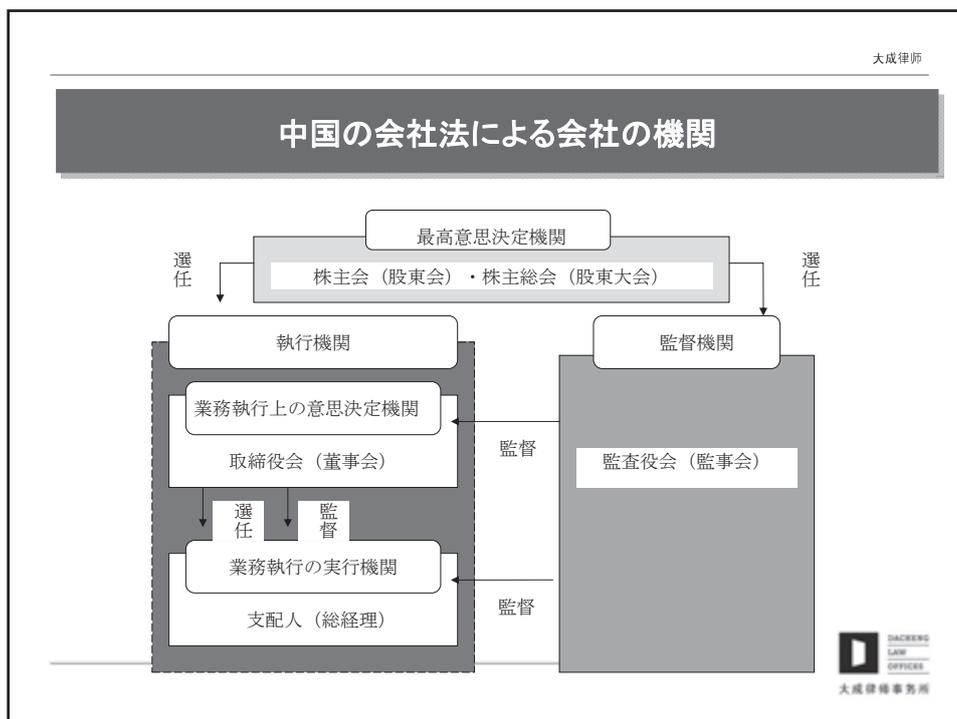
1. 会社法の制定と改正

- 会社法制定以前の企業に関する法令
- 1993年「中華人民共和國会社法」制定, 1994年7月1日施行
- 1999年, 2002年の「会社法」の小規模の改正
- 2005年, 会社法の大改正

2. 監査役制度の導入

- 会社法制定以前の監査役制度
- 1993年会社法制定による監査役制度の正式な導入
- 2005年会社法改正による監査役制度の強化





大成律師

機関	設置	選任	権限
股東会・股東大會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置。但し一人有限会社や中外合弁企業、中外合作企業などは例外。	—	最高意思決定機関。
董事會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置。但し出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社では、董事會を設置せず、1名の執行董事をもって代えることができる。	股東会・股東大會が董事を選任する。但し例外がある。	業務執行上の意思決定機関。
董事長	董事會設置会社において設置する。	董事會が選任する。	股東会・股東大會の主催、董事會の招集、主催、董事會決議の実行状況の検査。
總經理	有限会社においては任意設置、株式会社においては強制設置。	董事會が選任する。	業務執行の実行機関
監事會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置する。但し、出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社は、監事會を設置せず、1~2名の監事を設置することができる。	股東会・股東大會が監事を選任する。但し、例外がある。	業務執行の監査機関

特徴 ・一層性とも二層性とも異なるシステムである。
 ・監事は、股東会・股東大會により選任・解任される。監事(会)は、董事會と並列的な機関として董事會・高級管理職による会社運営を監査し、日本の制度に近いといわれる。
 ・但し、董事會と董事には監督の権限が付与されていないこと、及び独特の「經理」(支配人)制度が設けられ、「經理」その他の高級管理職が業務執行の実行を担当すること、定款により代表権を董事長又は總經理に付与できること等は、日本の制度と異なる。

DACHENG
LAW
OFFICE
大成律師事務所

特別規定

◆ 国有企業に関する特別規定

◆ 外商投資企業に関する特別規定

企業形態	外資法による会社の機関	監事(会)の設置
中外合弁企業	董事会(最高権力機関) 総経理(業務執行機関)	必要
中外合作企業	董事会又は共同管理委員会(最高権力機関) 総経理(業務執行機関)	必要
外商独資企業	(外資法による特別規定がない。会社法の規定による。)	必要

監事・監事会の設置と監事の選任

◆ 監事会設置会社と監事会非設置会社

- ・原則としてすべての会社において3名以上の監事から構成する監事会を設置する。
- ・但し、出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社は、監事会を設置せず、1～2名の監事のみを設置することができる。
- ・現在「出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい」の具体的な基準が明確にされていない。実務では、有限会社において監査役会を設置せずして1～2名の監事を置くことが多い。
- ・国有独資会社は、出資者が国のみであるにもかかわらず、監事会の設置が義務付けられる。

◆ 監事の選任

- ・監事会非設置会社において、株主会・株主総会(股东会・股東大会)が選任する。
- ・監事会設置会社において、株主会・株主総会と従業員が選任し、かつ従業員の選任する監事の比例は、監事総数の3分の1を下回ってはならない。
- ・株主会・株主総会を設置しない会社(国有独資会社、中外合弁会社、中外合作会社等)においては、出資者が直接監事を選任する。

大成律師

監事

◆ 株主が選任する監査役と従業員が選任する監査役(従業員代表監査役)

◆ 監事の資格

- ・積極的資格 会社法に規定がない。
- ・消極的資格
 - 欠格事由(会社法147条1項等)
 - 兼任禁止 董事・高級管理職者の兼任禁止, 公務員の兼任禁止等。
- ・適任・適格性
 - 監事の知識, 経験, 能力等について, 会社法は要求していない。但し, 特殊な会社(上場会社等)ならびに特別な事業の会社(証券会社, 保険会社等)に関する法令及び一部の地方法令(河北省等)には関連規定がある。
- ・違反の効果一選任無効等。

◆ 員数

- 一般規定: 監査役会非設置会社は1~2名, 監事会設置会社は3名以上。
- 特別規定: 国有独資会社は, 5名以上。一部の地方法令にも特別規定がある。



大成律師

◆ 選任・解任

- ・選任者
 - 株主総会設置会社では, 会社の定款に別段の定めがない限り, 株主総会の普通決議で選任・解任する。
 - 株主総会非設置会社(1人有限公司, 中外合弁会社, 中外合作会社等)では, 出資者が直接選任する。
- ・関連問題
 - (1) 監査役候補者の選任議案の提案権の帰属
 - 日本と同様に取締役会(董事会)にあるが, 監査役選任議案の提出に関する監査役(会)の同意を必要とする制度や, 監査役(会)に監査役選任議題・議案の提出請求権を付与する制度が置かれていないため, 監事の任免権が事実上董事会に掌握され, 監事の独立性を維持するための制度的担保が欠如している。
 - (2) 解任手続
 - 辞任及び解任に関する監査役の意見陳述権, 解任には株主総会の特別決議を必要とすること, 正当な理由のない任期途中の解任が制約されることなどの法規定がなく, 監事の独立性の観点から問題がある。

◆ 任期

3年とする。(取締役の任期については「3年以内」であるのに対し, 監事の任期は, 確定期間であり定款により短縮することができないとされる。)

◆ 報酬

株主総会が決定する。しかし, 監事の報酬の議案は, 通常董事会によって株主総会に提案されるため, 議案の提案を通じて, 董事会の支配が監査役(会)に及ぶ可能性がある。



従業員代表監事

- ◆ **設置**
監事会設置会社においては、従業員代表監事は、監事総数の3分の1を下回ってはならない。
(監事会非設置会社における従業員代表監事の設置は、任意である。)
- ◆ **資格**
積極的資格: 一般資格要件以外に、会社の従業員であること。
国有企業では、さらに「勤続年数3年以上、大学以上の学歴、年齢35歳以上」など。
消極的資格: 一般資格要件以外に、会社の高級管理職の従業員代表監事の兼任禁止(但し、当該高級管理職が労働組合主席に就任する場合は除く)等。
- ◆ **選任**
従業員代表大会、従業員大会その他の民主的方法で選任・解任する。(会社法52条、118条)
- ◆ **運用上の限界**
会社の董事その他の高級管理職の指揮命令を受ける立場にあること、会社の経営に関する知識経験が欠如すること、他の業務を兼務し監事の業務に専念できないことなどから、従業員代表監事の職責は、従業員保護法令の遵守状況の監督・監視にとどまり、取締役、高級管理職に対する実効的監督は、実現が困難である。

監事会

- ◆ **監事会設置会社**
3名以上の監査役から構成する監事会を設置する。
- ◆ **合議制機関**
・日本では、監査役は単独でその職務権限を行使しうる独任制機関であり、監査役会は監査役の権限行使を妨げることができないのに対し、中国の会社法における監事会は、合議制機関であり、監事会設置会社においては、監査権限は基本的に監事会により行使され、監事は単独で監査権限を行使することができない。
・多数決により個々の監事の行動が制限されるこの制度は、効果的監査を阻害し、監査の無機能化の要因ともなることが指摘される。
- ◆ **監事会の運営**
・監事会主席の設置と選任 監事会が選任
・運営規則 定款の必要的記載事項
・監事会会議
監事会会議は、監事会の権限行使の最も重要な方法である。
定例会議と臨時会議
定例会議の法定開催回数: 有限会社1回以上、株式会社2回以上。

大成律師

監査業務

◆ 会社法の規定(会社法第54条)

- ① 会社の財務の検査
- ② 董事会及び高級管理職等の業務執行の監督, 並びに法律, 行政法規, 会社定款又は株主総会の決議に違反する董事, 高級管理職の罷免の提案,
- ③ 董事及び高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合における, 董事, 高級管理職に対する是正の提案
- ④ 臨時株主会・株主総会の招集の提案, 董事会が本法に定める株主会・株主総会の招集及び主宰の職責を履行しない場合の株主会・株主総会の招集及び主宰
- ⑤ 株主会・株主総会に対する議案の提出
- ⑥ 董事, 高級管理職に対する訴訟の提起
- ⑦ 会社定款に定めるその他の権限

◆ 会計監査と業務監査

◆ 適法性監査と妥当性監査

妥当性監査を含むかどうかは見解が分かれる。
 但し, 上場会社では, 内部統制システムの相当性が監査事項とされたので, 妥当性監査が含まれることは明らかである。



大成律師

監査権限

◆ 職責的権限と手段的権限

◆ 違法行為の発見のための手段的権限

- ・調査権—但し, 「会社の経営状況に異常を見つけた場合」との制約。
- ・董事会会議出席権と質疑・建議権

◆ 違法行為の対応のための手段的権限

- ・是正要求権
 董事及び高級管理職の行為が会社に損害を与える恐れがある場合, 監事(会)は, 董事及び高級管理職に対し, 是正を要求することができる。但し, 是正請求権の実効性について疑問がある。
- ・取締役・高級管理職者の罷免提案権
- ・株主会・株主総会への提案権
 提案権の範囲について, 制限があるか。
- ・臨時株主総会の招集提案権, 招集権・主宰権
- ・代表訴訟の提起権
 法定の資格要件を備える株主から代表訴訟提起の請求があった場合に限る。



監事の義務と責任

◆ 監事の義務

「行政法規及び会社定款を遵守しなければならず、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。」
(会社法148条1項)

- ・ 忠実義務 定義がないが、会社と株主の利益を保護し、職権を利用して会社から不当な利益を得てはならない義務であると解される。
- ・ 勤勉義務 職務の遂行に際し、勤勉で職務に精励し、適切な管理人としての注意をする義務であり、日本会社法上の善管注意義務と同じ趣旨のもので解される。
- ・ その他の行為規制 地位濫用の禁止など。

◆ 監事の責任

・ 民事責任 職務を執行する際に法律、行政法規、又は会社の定款に違反し、会社に損害があった場合や監事とその関連関係の地位を利用して会社に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負う(会社法21条, 150条)。

法律・法規及び定款違反又は地位の濫用を前提としており、任務懈怠責任等についての明文の規定が存在しない。また監査役の責任制限に関わる制度が導入されていない。

・ 責任追及 株主代表訴訟による責任追及。

・ 第三者に対する責任

会社法には、董事、監事、高級管理職の第三者に対する責任について、一般的な規定が設けられていない。

・ 行政責任と刑事責任



大成律師事務所

中国監事制度の問題点と改善策

◆ 監事制度の形骸化、無機能化

実効的経営監督の欠如、企業不祥事の多発。

◆ 監事制度の問題点と改善策

・ 監事・監事会の独立性の強化。

選任・解任手続きの改善、独立監事(社外監査役)の導入等。

・ 監査の範囲と権限の拡充

臨時董事会招集権、差止め請求権、訴訟代表権の付与等。

・ 監事の独任性の導入

・ 監査委員会・独立董事(社外取締役)との関係の調整

委員会設置の上場会社では、監査委員会と監事会が併設されるので、その関係を調整する必要がある。また上場会社において、経営監督と主要職責とする独立董事(社外取締役)の設置が強制されているが、監事会との独立董事の関係を調整する必要がある。

・ 監事の責任の明確化

第三者に対する責任、董事との連帯責任を明確化すると同時に、責任制限制度、責任保険制度を早急に整備する。



大成律師事務所

ご清聴ありがとうございました。

大成律師事務所

200120 上海市浦東新区浦東南路500号 国家開發銀行大厦30階

TEL +86-21-5878-5888(代表) FAX +86-21-5878-6218

E-mail: xin.fang@dachengnet.com



PART I OUTLINE OF THE AUDITING
SYSTEM IN HONG KONG

PART II USE OF HONG KONG
COMPANIES FOR BUSINESS IN
ASIA BY FOREIGN COMPANIES

by Antony Wong
Hastings & Co.,
Solicitors & Notaries
Hong Kong

第I部 香港における監査制度の概要

第II部 外国会社によるアジアにおける事
業に向けた香港会社の活用

Hastings & Co.,
Solicitors & Notaries
Hong Kong
弁護士 Antony Wong

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

Governing legislation: Companies Ordinance (Cap. 32)

1. Appointment of Auditors

Section 131 : Every company is required to appoint auditors.

第I部 香港における監査制度の概要

根拠法: 会社条例 (香港法 第32章)

1. 監査人の選任

131条 : すべての会社は監査人を選任しなければならない。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

2. Auditor's Report

S.129C : Auditor's Report shall be attached to accounts.

S.141(3) : Lists out the contents of the Auditor's Report.
Auditor must state:

- (a) whether accounts are properly prepared;
- (b) whether a true and fair view given;
- (c) whether proper books of account kept by company;
- (d) whether the company's balance sheet and Profit and Loss are in agreement with the books.

第I部 香港における監査制度の概要

2. 監査人報告書

129C条 : 会計報告書には監査人報告書を添付する。

141条(3): 監査人報告書の内容を列挙。

監査人は下記を記載しなければならない

- (a) 会計報告書が適正に作成されているか
- (b) 真実かつ公正な概観が備わっているか
- (c) 会社が会計帳簿を適正に維持しているか
- (d) 会社の貸借対照表及び損益計算書が帳簿と合致しているか

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

3. Auditor's Duties

3.1 Duty to verify

3.2 Duty to assess the adequacy of the company's internal control system

3.3 Duty to carry out investigations

第I部 香港における監査制度の概要

3. 監査人の義務

3.1 検証義務

3.2 会社の内部統制システムの妥当性を評価する義務

3.3 調査遂行義務

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

4. Auditor's Liabilities

4.1 Statutory Liability

4.2 Common Law Liability

4.3 Limitation on Liability

第I部 香港における監査制度の概要

4. 監査人の責任

4.1 制定法上の責任

4.2 コモンロー上の責任

4.3 責任の制限

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

5. Circulation and Filing Requirement of Accounts

Company must at least 21 days before AGM, send company's Accounts + Director's Report + Auditor's Report to every Shareholder.

For Public Companies, further requirement of filing Accounts along with Annual Return to Companies Registry.

第I部 香港における監査制度の概要

5. 会計報告書の回付及び届出要件

定時株主総会から21日前までに、会社の会計報告書 + 取締役の報告書 + 監査人報告書をすべての株主へ回付しなければならない。

公開会社は、さらに、会計報告書と年次報告書を会社登記所(公司註冊處)への届出を要する。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

- No Statutory Auditors (as in Japan) under Hong Kong Law.
- However, have Audit Committees for listed Companies.

第I部 香港における監査制度の概要

- 香港法上、(日本におけるような)監査役は、なし。
- ただし、上場会社には監査委員会が設置される。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

6. Audit Committees

(A) Outline

6.1 History

Audit Committees have been around since May 1998.

- See Main Board Code of Best Practice

6.2 Compulsory for Hong Kong listed companies

- See Guide for Effective Audit Committees (February 2002)

第I部 香港における監査制度の概要

6. 監査委員会

(A) 概要

6.1 歴史

監査委員会は1998年5月に導入された。

- 「本市場 (Main Board) 行動規範」参照

6.2 香港の上場会社については必須。

- 「実効的な監査委員会の手引」(2002年2月)参照

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(B) Terms of Reference for Audit Committees

- 6.3 Review of the Company's relationship with its external auditors
- 6.4 Review of financial information of the issuer
- 6.5 Review of the issuer's financial reporting system and internal control procedures

第I部 香港における監査制度の概要

(B) 監査委員会への委任事項

- 6.3 会社と外部監査人の関係の検査
- 6.4 株式発行会社の財務情報の検査
- 6.5 株式発行会社における財務報告システムと内部統制手続の検査

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(C) Structure of Audit Committees

- 6.6 Constitution
- Audit Committee established as a committee of the Board with written terms of reference.
- 6.7 Membership
- 3 to 5 members
 - independent non-executive directors/Chairman
- 6.8 Independence
- INED need to be independent of management
- 6.9 Chairman
- Chairman of Audit Committee needs to have access and clear channel of communication with the Board

第I部 香港における監査制度の概要

(C) 監査委員会の構成

- 6.6 組織
- 監査委員会は、書面による委任事項に基づいて、取締役会の委員会として設立される
- 6.7 構成員
- 3ないし5名
 - 独立非常勤取締役／委員長
- 6.8 独立性
- 独立非業務執行取締役は、経営からの独立を要する
- 6.9 委員長
- 監査委員会の委員長は、取締役会へのアクセスと、取締役会との明確な意思疎通経路を保持することを要する

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(D) Responsibilities of Audit Committees

Should be set out in the terms of reference.

Responsibilities in 4 main headings: -

- (1) Financial and other reporting
- (2) Internal control and risk management
- (3) Audits
- (4) Other duties and responsibilities

第I部 香港における監査制度の概要

(D) 監査委員会の責任

委任事項として明記されなければならない。

4つの主要な責任:

- (1) 財務等の報告
- (2) 内部統制及びリスク管理
- (3) 監査
- (4) その他の義務及び責任

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(1) Financial and other reportings

Concerned with completeness, accuracy and fairness in Financial Statements, Director's Reports, Chairman's Statement, Management Discussion and analysis in annual/interim reports.

(2) Internal control and risk management

To ensure internal control and risk management systems and procedures are in place and followed.

第I部 香港における監査制度の概要

(1) 財務等の報告

財務諸表、取締役報告書、取締役会議長意見表明書及び経営検討書の検討について、また年次／中間報告文書類の分析について、完全性、正確性及び公正さに関して報告を行う。

(2) 内部統制及びリスク管理

内部統制及びリスク管理のシステム・手続が定着し遵守されるよう確保する。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(3) Audits

Audit Committee monitors internal and external audit coverage to ensure all risk areas are considered.

(4) Other duties and responsibilities

Audit Committee may address wider range of issues delegated by the Board or prescribed in the terms of reference.

第I部 香港における監査制度の概要

(3) 監査

監査委員会は、リスクがある全分野を検討できるよう、内部監査の対象範囲と外部監査の対象範囲の双方を監視する。

(4) その他の義務及び責任

監査委員会は、取締役会から委託され、又は委任事項中に記載された、より広汎な問題を扱うことができる。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(E) Reporting to the Board

Very important that communication channels between Audit Committee and the Board are clearly defined.

(F) Conclusion

Hong Kong Audit Committee (for listed companies) perform a key overview auditing role on accounting but a lesser role in auditing of operations in a company.

第I部 香港における監査制度の概要

(E) 取締役会への報告

監査委員会と取締役会との意思疎通経路が明確に定義されていることがきわめて重要。

(F) 結論

香港の(上場会社における)監査委員会は、会計 監査を総覧するという重要な役割を担うが、会社の 業務 監査において果たす役割の重要性は低い。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

7. Operation Supervision Roles of Directors

Hong Kong company's Constitution: "business of the company shall be managed by directors."

Directors therefore are involved in day-to-day operations/management of companies.

For small companies: more 'hands on' management
For large companies: directors delegate to managers or chief operating officers.
They supervise their work.

第I部 香港における監査制度の概要

7. 取締役の経営監視任務

香港会社の設立基本文書 「会社の事業は取締役が管理するものとする。」

よって、取締役は会社の日常業務／経営に関与する。

小会社であれば: より「直接的な」経営
大会社であれば: 取締役は管理職や最高執行責任者に委託し、
取締役はその働きを監督する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES
FOR BUSINESS IN ASIA BY
FOREIGN COMPANIES

3 Types of Set-ups

- (1) Branch Office;
- (2) Representative Office; or
- (3) Hong Kong Subsidiary Company.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業
に向けた香港会社の活用

拠点設立の三類型

- (1) 支店
- (2) 駐在員事務所
- (3) 香港子会社

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(1) Branch Office

- Foreign company establish a 'place of business' in Hong Kong as a 'non-Hong Kong company' under Part XI of the Companies Ordinance.
- No separate Hong Kong company.
- Needs to apply for Business Registration Certificate if have business activities in Hong Kong.
- Needs to file Annual Return to Companies Registry.
- Disadvantage : Needs to file Group Accounts along with Annual Return every year.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

(1) 支店

- 外国会社は、会社条例第11部に基づく「非香港会社」として香港内に「事業所」を設立する。
- 別個の香港会社なし。
- 香港内で事業活動を行う場合、商業登記証を申請する必要がある。
- 会社登記所へ年次報告書の届出を要する。
- 不利な点 : 毎年、年次報告書と共にグループ会計報告書の届出を要する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(2) Representative Office

- Suitable for foreign companies which carry out purely promotional or public relations activities using Hong Kong office that do not create legal obligations.
- Such Hong Kong office do not need to register under Part XI of Companies Ordinance.
- No need to register for Business Registration either if Hong Kong office has no business activities in Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

(2) 駐在員事務所

- 法的な義務を発生させない販売促進活動や宣伝活動のみの拠点として、香港事務所を運営する外国会社に適する。
- かかる香港事務所は、会社条例第11部に基づく登記を要しない。
- 香港事務所が香港内で事業活動を行わない場合も、商業登記を要しない。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(3) Hong Kong Subsidiary Company

- Most common.
- Hong Kong company formed and held 100% by foreign parent company.
- Advantage : Hong Kong company stands on its own because of 'separate legal entity' principle.
- Needs to prepare annual accounts and to have them audited.
- Pay tax only if Hong Kong subsidiary has made profits arising in or derived from Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

(3) 香港子会社

- 最もよく用いられる
- 外国の親会社が設立し保有する独資の香港会社
- 利点 : 香港会社は、「独立の法的主体」の原理により、自立している
- 年次会計報告書を作成し監査を受ける必要がある。
- 香港の子会社が、香港内で発生した収益又は香港における事業活動に由来した収益を得た場合のみ、納税する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

Position of Hong Kong Subsidiary as a Buying Office

- Very Common
- Foreign company sets up Hong Kong subsidiary to act as buying office for purchasing goods or merchandise or for collecting information. If these operations do not further involve the Hong Kong subsidiary in their sale, either in Hong Kong or elsewhere, there is no profits tax liability in Hong Kong.
- Transfer Pricing clampdowns on the increase.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

購買・調達事務所として香港子会社を設置

- よく用いられる
- 外国会社は、物品・商品の購買や情報収集向けの購買・調達事務所としての役割を担う香港の子会社を設立する。香港の子会社によるこれらの業務が、香港の内外を問わず販売活動を伴わなければ、香港では収益税の納付義務を負わない。
- 移転価格の取り締まりが強化されつつある。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

Relative Advantages of using Hong Kong companies as
Subsidiary Companies (when doing business in Hong
Kong and Asia)

1. No foreign exchange control or restrictions on foreign investment generally in Hong Kong.
2. Lower tax rate in Hong Kong than most Asian jurisdictions. Profit tax rate for 2009/10 are:-
For Incorporated business : 16.5%
For Unincorporated business : 15%
3. No Capital Gains Tax

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

香港会社を子会社として活用すること(香港及びアジアで事業を遂行する場合)の相対的な有利性

1. 香港では、一般的に外資に対する為替管理・規制がない。
2. 香港における税率は多くのアジア管轄区域より低率。
2009/10年の収益税率は
法人企業 : 16.5%
非法人企業 : 15%
3. 譲渡所得課税なし

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

4. No Profits Tax on profits on company for profits not arising in or derived from Hong Kong.
5. No taxes on dividends or offshore income. No VAT.
6. Estate Duty or Inheritance Tax has been abolished.
7. Stable independent system of law based on Common Law and a clean, pro-business government.
8. Hong Kong is China's international financial capital. Has good financial environment; sound banking system; large equity market and diversified sources of business funding including venture capitals.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

4. 香港で発生した収益や香港における事業活動に由来した収益でなければ、会社に対し収益税は賦課されない。
5. 配当や海外所得は無課税。付加価値税なし。
6. 遺産税や相続税は廃止された。
7. コモンローに基づく安定した独立の法制度、清廉でビジネスを促進する政府。
8. 香港は中国における国際金融の中心地。
良好な金融環境、健全な金融制度、大規模なエクイティ市場、ベンチャー資本を含む多様な事業資金調達源。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES



第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用



PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

9. Hong Kong is the gateway to China and the Pearl River Delta.

To minimise their business risk, international firms or corporations tend to place their highest value activities (e.g. international corporate, management, procurement, distribution, finance, information and professional services) in Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

9. 香港は中国や珠江三角州への玄関口

事業リスクを最小化するため、国際的な企業や会社は、自社の最も重要な活動(例えば、国際的な法人向け業務、管理業務、調達・流通業務、資金調達業務や専門職業務)を香港に置く傾向がある。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

10. Closer Economic Partnership Arrangement ("CEPA")

- A free trade agreement between Central Government of China and the HKSAR allowing Hong Kong companies goods (of Hong Kong origin) to be exported to China tariff free. Further Hong Kong service suppliers in 44 sectors are eligible to receive preferential treatment in setting up offices or providing services in China.
- Since 2003, already 6 Supplements extending the scope and depth of the preferential treatments.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

10. 香港・中国経済貿易緊密化協定(「CEPA」)

- 中国中央政府と香港特別行政区の間の自由貿易協定により、香港会社は(香港を生産地とする)物品を中国へ無税で輸出できる。さらに、44分野における香港のサービス業者は、中国における事業所設立またはサービス供給につき優遇措置を受ける資格がある。
- 2003年以降、優遇措置の範囲と程度において6件の追加があった。

Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement ("CEPA") - Service Sectors

Accounting	Environmental	Market Research	Research and Development	Telecommunications
Advertising	Freight Forwarding Agency	Medical and Dental	Securities and Futures	Tourism
Air Transport	Individually Owned Stores	Patent Agency	Services incidental to Mining	Trade Mark Agency
Audiovisual	Information Technology	Photographic	Services related to Management Consulting	Translation and Interpretation
Banking	Insurance	Printing	Social Services	Transport (comprising road freight/passenger transportation and maritime transport)
Building-cleaning	Job Intermediary	Public Utility	Specialty Design	
Computer and related services	Job Referral Agency	Rail Transport	Sporting	Professional Qualification Examinations
Convention and Exhibition	Legal	Real Estate and Construction	Storage and Warehousing	
Cultural	Logistics	Related Scientific and Technical Consulting Services	Technical Testing & Analysis and Product Testing	
Distribution	Management Consulting			

香港・中国経済貿易緊密化協定(「CEPA」) - サービス分野

会計	環境	市場調査	R&D	通信
広告	貨物輸送代理	医療・歯科	証券・先物	旅行業
航空輸送	自営業	特許代理人	採掘に付帯する業務	商標代理人
視聴覚	情報テクノロジー	写真	経営コンサルタント関連業務	翻訳・通訳
銀行取引	保険	印刷	社会福祉	運輸(道路貨物/旅客輸送及び海運)
建物清掃	人材派遣	公共施設	国際入札・調達	
コンピュータ関連業務	職業紹介	鉄道輸送	スポーツ	専門的資格試験
会議・博覧会運営	法務	不動産・建設	倉庫保管業	
文化	物流管理	関連科学・技術コンサルタント業務	技術的試験・分析及び製品試験	
流通	経営コンサルタント			

CONCLUSION

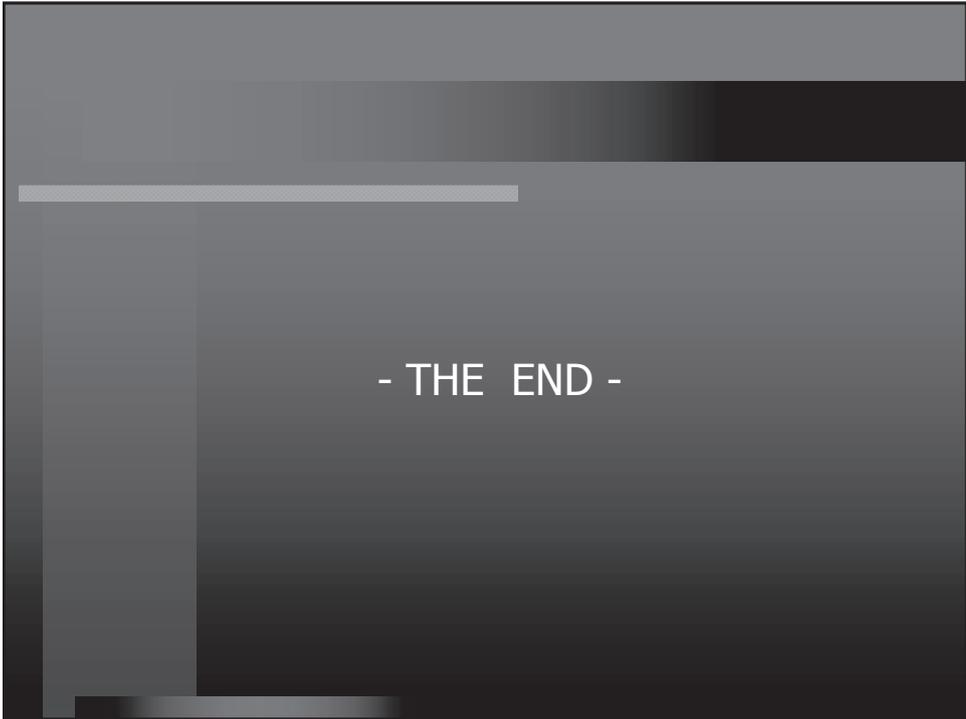
Hong Kong companies normally set up Wholly Owned Foreign Enterprises (“WOFE”) in China to qualify as Hong Kong Service Supplier under CEPA. To qualify as a “Hong Kong Service Supplier”, the Hong Kong company must satisfy the following criteria: -

- (a) incorporated in Hong Kong;
- (b) has operated for 3 to 5 years in Hong Kong (depending on the sector);
- (c) is liable to pay Hong Kong Profits Tax; and
- (d) employs 50% or more of its staff locally in Hong Kong.

結論

香港会社は、通常、CEPAに基づく「香港サービス業者」の資格を得るため、中国で100%外資会社（「WOFE」）を設立する。「香港サービス業者」の資格を得るためには、香港会社は次の基準を満たさなければならない。

- (a) 香港で設立され、
- (b) 香港で3ないし5年（分野により）営業しており、
- (c) 香港における収益税の納税義務を負い、かつ
- (d) 従業員の50%以上を香港で現地雇用している。



- THE END -



- 以上 -